

## 2023年度「JPCERT/CC Webサイトリニューアル企画提案等業務」

### に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター  
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

#### 1. 入札に付する事項

- (1) 名 称：2023年度「JPCERT/CC Web サイトリニューアル企画提案等業務」
- (2) 内 容 等：別紙1のとおり  
(2023年度「JPCERT/CC Web サイトリニューアル企画提案等業務」 仕様書)
- (3) 履 行 期 限：別紙1のとおり  
(2023年度「JPCERT/CC Web サイトリニューアル企画提案等業務」 仕様書)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）が経済産業省より委託されている令和5年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

#### 2. 入札要件

- (1) 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合はあらかじめJPCERT/CCに申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札者の提出書類

#### (1) 提案書の提出

入札参加希望者は、JPCERT/CC が配布する仕様書にもとづいて提案書を作成し、受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT/CC から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

#### (2) 支出計画書等の提出

入札参加希望者は、以下の書類を提出すること

1. 支出計画書（本入札の指定様式）
2. 人件費の単価表（公表単価を使う場合は、JPCERT/CC に通知すること）なお、単価表には作成責任者が押印すること

### 4. 契約事項を示す場所等

#### (1) 入札説明会の日時および場所

日時：2023 年 8 月 25 日（金）10 時 00 分～11 時 00 分（1 時間程度を予定）

場所：東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

JPCERT コーディネーションセンター

TEL：03-6271-8901

FAX：03-6271-8908

※説明会参加希望者は 8 月 18 日（金）17 時までに [pr@jpcert.or.jp](mailto:pr@jpcert.or.jp) に必要事項（法人名、部署名、参加者氏名、連絡先）を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

#### (2) 提案書等の受領期限および受領場所

期限：2023 年 9 月 11 日（月）10 時 00 分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1) に同じ

方法：持参、郵便（簡易書留による）

#### (3) 入札者決定の通知日

2023 年 9 月 19 日（火）

#### (4) 入札日

日時：2023 年 9 月 25 日（月）10 時 00 分～（落札者が決定するまで）

場所：JPCERT コーディネーションセンター

### 5. その他

#### (1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

#### (2) 入札書の変更および取消し

入札者は、提出した入札書等の変更および取消しをすることができない。

#### (3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札および各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT/CC と契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 支払条件

検取合格後、JPCERT/CCが実施する確定検査（支出計画書とおりに経費が適正に支出されたかの確認）後に契約額が確定する。なお、契約額の上限は落札額とする。

(6) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問い合わせ先（メールでの問い合わせを原則とする）

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

JPCERT/CC

広報 山本（やまもと）／ 石寺（いしでら）

Email : [pr@jpcert.or.jp](mailto:pr@jpcert.or.jp)

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

JPCERT/CC

総務部 小島（こじま）／ 神山（かみやま）

Email : [soumu@jpcert.or.jp](mailto:soumu@jpcert.or.jp)

※緊急を要する場合に限り、電話による問い合わせは可能

9時00分～18時00分（12時00分～13時00分は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

TEL : 03-6271-8901 （※留守番電話対応中のため、録音いただけましたら折り返します。）

## 2023年度「JPCERT/CC Webサイトリニューアル企画提案等業務」仕様書

## 1. 件名

2023年度 JPCERT/CC Webサイトリニューアル企画提案等業務

## 2. 契約期間

契約締結日から2024年2月29日まで（予定）

## 3. 目的

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）では、JPCERT/CC Web サイトを重要な情報発信ツールの一つと位置付けている。しかしながら、現状は公開時と比べてコンテンツが増加するとともに構成が複雑化しているため、利用者が必要とする情報にたどり着きにくいなどユーザビリティやアクセシビリティに課題が生じている。

そこで、シンプルで使い勝手が良く、JPCERT/CC が行うさまざまな事業について理解しやすい Web サイトとなるようリニューアルを検討するものである。

本業務では、現状分析・課題抽出やリニューアル案の作成、入札に必要な書類の作成等、リニューアルの事前準備作業について専門的観点から支援を受けることで、より利便性の高い Web サイトの構築を実現することを目的とする。

## 4. リニューアル対象範囲

JPCERT/CC Web サイト (<https://www.jpccert.or.jp/>)

JPCERT/CC Web サイト 英語版 (<https://www.jpccert.or.jp/english/>)

## 5. 業務概要

## (1) 現行サイトの評価診断

リニューアル案の作成に向け、現行サイトが抱える問題を明らかにするため、以下の調査、分析、提案を行う。なお、調査に必要なデータ等は、JPCERT/CC と協議のうえ、JPCERT/CC から可能な限り提供する。

- ① コンテンツ調査（サイト構成や情報分類、デザイン、ユーザビリティやアクセシビリティなど）
- ② アクセス解析（現行サイトのアクセスログデータ（AWStats）を調査・解析し、情報分類やサイト設計に関する課題を抽出すること）
- ③ ①、②の結果をもとに「コンテンツ分類表」を作成し、コンテンツの追加・更新・削除について提案すること。提案内容については広報および各部門の役職員に諮り、協議の上で最終案を取りまとめること。

④ ①～③の結果を踏まえ、評価報告書を作成すること。

(2) 企画提案

上記 (1)に基づき、次期 Web サイトの方向性に係る企画を提案する。企画には以下を含むものとし、方向性やテイストの異なる複数の案を示すこと。さらに、JPCERT/CC と協議のうえ最終案を取りまとめ、企画提案書を作成すること。

① 情報分類、サイト構造・設計

② トップページ、メニューページ、記事ページの基本デザイン・構成案 (ワイヤーフレーム)

③ 上記 (1) ①～③の調査結果およびこれから得られた課題やニーズと、それらに対する対応方針

④ 下記のブログおよび YouTube チャンネルの利活用案

公式ブログ JPCERT/CC Eyes (<https://blogs.jpccert.or.jp/ja/>)

公式ブログ JPCERT/CC Eyes 英語版 (<https://blogs.jpccert.or.jp/en/>)

YouTube 公式チャンネル ([https://www.youtube.com/@jpccert\\_cc](https://www.youtube.com/@jpccert_cc))

(3) 次期 JPCERT/CC Web サイト制作・公開業務の調達に係る資料等の作成

今後実施を予定している JPCERT/CC Web サイト制作・公開業務の調達に係る資料を作成すること。なお、Web サイト制作・公開業務の調達は総合評価落札方式一般競争入札で行うことを想定している。

① 調達仕様書

② 提案実施要領

③ 落札者決定基準

④ その他、必要となる調査および書類の作成

(4) 打ち合わせ

各作業フェーズの進捗状況の報告、検討を行うため、以下の打ち合わせを実施すること。打ち合わせは対面または Web 会議により開催し、進行、議事録の作成、進捗および懸念事項の管理は受注者が行うこと。

① キックオフミーティング

業務スケジュール等の調整を行うこと。

② 定例会議

毎月 1 回程度、作業の進捗状況等を報告すること。

③ 臨時会議

緊急の報告、検討等について、必要に応じて会議を実施すること。

6. リニューアル案の要件

(1) 利用者が必要な情報を迅速かつ確実に得られる Web サイトとすることを目指して情報分類とサイト設計を行い、分かりやすいメニュー、階層構造を実現すること。なお、トップページから目的の情報にたどり着くまでに 5 クリック以内を目安とする。

(2) サイト全体として、標準化、統一化されたデザインとし、操作に一貫性を持たせること。

- (3) トップページは、利用者にとって分かりやすく、必要な情報を探しやすい構成とすること。また、トップページのデザインは、JPCERT/CC のイメージ向上につながるような洗練されたものとする。
- (4) 直感的に理解がしやすく迷いにくいナビゲーションの仕組み（パンくずリスト等）や、掲載されている情報の識別が容易で内容を読み取りやすいデザインを実現すること。
- (5) 静的サイトジェネレーターの適用を前提に提案を行うこと。
- (6) JavaScript などの利用に制限がある環境においても閲覧に支障がないこと。
- (7) 数年先でも陳腐化しない技術・デザインを提案すること。
- (8) レスポンシブ Web デザインを採用し、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットなどからも閲覧が可能な Web サイトであること。
- (9) 画面が正常に印刷できるように配慮すること。
- (10) 各ページに対するタグや説明文の設定など適切な方法により検索エンジンの最適化を行うこと。

## 7. 納品

以下の成果物を電子データにて納品すること。納品時に業務の成果や制作における課題等を説明すること。以下の (1) (2) の納期については受注後に JPCERT/CC と協議し取り決めるものとする。(3) (4) については 2024 年 1 月末まで、(5) については 2024 年 2 月末までに提出すること。

- (1) コンテンツ分類表
- (2) 評価報告書
- (3) 企画提案書
- (4) 使用した画像データ一式
- (5) JPCERT/CC Web サイト制作・公開業務の調達仕様書等一式

## 8. 納品場所

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階  
JPCERT コーディネーションセンター

## 9. その他

- (1) 著作権  
作成したイラストや写真等も含め、本業務の納品物に係る著作権は、原則として JPCERT/CC に帰属するものとし、他の公告媒体に転用できること。
- (2) 検収後 1 年以内に発見された納品物の瑕疵については、無償かつ速やかに応じること。
- (3) その他、本仕様書に定めのないものについては、協議のうえ決定する。

JPCERT/CCにおける入札は当該箇所につき以下の予算決算および会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

## 予算決算および会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたときまたは公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。